

10周年記念特集：東京大学法科大学院ローレビューの足跡と展望

特集①

ローレビュー創刊当時の経緯に関する覚書

弁護士

村上祐亮

- I. 本誌創刊の着想
- II. 最初の支援者
- III. 編集委員会の発足と論稿の募集
- IV. 教員への寄稿の依頼
- V. 学生論稿の審査基準を巡る議論
- VI. クオリティ・コントロールの確保
- VII. 審査の公正性の確保
- VIII. 誌面やウェブサイトのデザイン
- IX. 創刊号の公表
- X. 最後に

東京大学法科大学院ローレビューが第10巻の刊行を迎える。この記念すべき節目に当たり、第1期学生編集委員として本誌の創刊に関与する機会を得た者として、当時のいきさつを簡単に振り返ってみたい。本誌の成り立ちにつき、幾ばくかでもご関心をお持ちの方の目に留まる部分があれば幸いである。

I. 本誌創刊の着想

創刊号冒頭の「編集方針について」に記したとおり、本誌は、あらゆる面において学生主導で企画・運営されてきた点に本質的特徴

の一つがあるが、その成り立ち自体も例外ではない。ちょうど法科大学院制度が創設された2004年に第1期生として入学した私がクラスメイトだった沼田知之君・西澤健太郎君の両名と共にローレビュー創刊に向けて活動を開始したのは初年度の授業も終盤を迎えつつある2004年度の冬のことであった。その頃、我々がローレビューの刊行を考えるに至った経緯は、概ね、次のとおりである。

当時、法科大学院は産声を上げたばかりであり、学生・教員共に文字通り「手探り」の状態にあった。私にとっても全てが新鮮であったが、とりわけ既修者コースの最初の学期で体験したソクラティック・メソッドによる授業は鮮烈な印象を与えるものであった。学生と教員が、対話・議論を通じて、複雑な事実や複数の先例の中から本質的に重要な要素とそうでない要素とを見極めながら法的な議論を組み立てていく、そして、その先に未だ解明されていない問題を徐々に浮かび上がらせるという営みは知的好奇心を刺激してやまなかった。初年度ゆえに、先輩の代から引き継がれるノートや参考資料の類などあるはずもなく、毎日のように継続資料室（法学部図書館）に籠っては文献を読み漁り、答えのない問題について友人と延々と議論することを繰り返していた。大変ではあったが、不思議と楽しい日々であった。

このような日々の授業や学習の過程においては、研究の最前線に見えてくる先端的な問題意識や調べてもよく分からない未解明論点等、様々な「気付き」や発見が不断にあった。

そして、このように自分の中で芽生えた問題意識を端緒として研究論文やリサーチペーパー等を著すことで一定の研究活動を行う機会が学生には与えられており、初年度から少なからぬ学生がそのような機会を積極的に活用していた。

かかる状況を見たときに、そうした学生の研究活動の成果の中に学問的に優れた評価に値するものがあるならば、それを一般に公開せずに学内に留めておくのは単純に「もったいない」ように思われたし、また、学生側にとっても、研究成果を発表するための何らかのプラットフォームが用意されていることが一つの動機付けとなり、総じて学内における研究活動への取組みがより一層盛んになるのではないかと思われた。

また、当時の法科大学院には、学生・教員共に新しい制度の担い手として道を切り拓いていかんとする前向きな空気とエネルギーが満ち溢れており、その中であって、もし上記のような目的からローレビューを制度化する意義があるのであれば、そのための準備作業は、縁あってたまたま第1期生として入学した世代が率先して行うべきではないかという漠然とした思いもあった。

以上がローレビューの刊行を検討するに至った当初の理由であり、また、現在に至るまでの本誌の主たる目的・機能の一つである。本誌が、その成り立ちにおいて、プロの研究者の論文の編集・掲載を主たる目的とする米国のローレビューとは大きく異なるゆえんである¹⁾。

II. 最初の支援者

上記のような考えから本誌の刊行を検討するに至った次第であるが、大学の名を冠した形で新たな雑誌を立ち上げ、それをカリキュ

ラムの枠外ではあるが事実上制度化するためには大学側の理解と協力が必要となることは自明であった。

そこで、最初に学生側から打診・相談をさせて頂いたのが、当時、法曹養成専攻長を務められていた井上正仁教授、そして、かつて Harvard Law Review の編集長を務められたご経験をお持ちの Daniel H. Foote 教授の御両名であった。有難いことに、両先生からは学生側の自主的な提案の意義と方向性につき賛意を示して頂き、また、その後、井上先生には学内で必要な調整の労をとって頂いた。

その結果、法科大学院開設2年目(2005年度)に入って間もない頃には、新たに専攻長に就任された山下友信教授の積極的なご支援の下、財政的な制約から当初は印刷媒体ではなく Web 形式での公表とする方向で、学生が主導して検討を続けることが基本的な方針として決まった。また、それまで学生有志3名で対応していたところ、学生側での協力を更に増員し始めたのもこの頃のことであった²⁾。そして、そこからの準備作業は、文字通り、ほとんど全てを学生の手でゼロから作り上げていくものとなった。

III. 編集委員会の発足と論稿の募集

2005年の秋には学生編集委員と教員編集委員から成る編集委員会が改めて正式に発足した。そして、創刊号を世に出すためには、まず何よりも先に学生に対して論稿の募集を呼びかけておく必要があったため、学生編集委員の最初の準備作業は、投稿規程や文献引用の統一的なルールの策定、論稿の募集から審査・編集を経て最終的な刊行に至るまでのスケジュールの検討等、論稿の募集に向けたものが中心となった。

1) 東京大学では、かの Harvard Law Review (1887年創刊)よりも一足先に『法学協会雑誌』が1884年に創刊されており、今日に至るまで、同誌が法学研究者による論文発表の場として主要な役割を担ってきた。他の主要な大学も同じような状況にあり、この点だけをとっても、我が国の法学雑誌をとりまく環境は米国のそれとは歴史的に大きく異なっているため、もとより米国の Law Review 制度と同列に論じることはできない点には留意が必要である。

2) その後、しばらく時間をかけて徐々に増員していくことになったが、最終的には、粟生香里、倉橋雄作、東陽介、松井裕介の4名が新たにチームに加わり、初代の学生編集委員7名の顔ぶれが揃った。

2005年の冬には創刊号に向けた論稿募集の告知がなされ、2005年末の締切りまでに合計25本の学生論稿が投稿された。当時、既修者コース第1期生が約200名程度だったことを考えると、法科大学院の集中的なカリキュラムの中で、かつ、新制度の下での初の司法試験を半年後に控えた状況にあって、25本もの学生論稿（投稿者27名、共著論稿2本）が集まったことは特筆すべき事実であったように思う。

IV. 教員への寄稿の依頼

学生論稿の募集を告知した2005年冬頃には、本誌の第2の意義・目的として、東京大学法科大学院の教員、とりわけ実務家教員による研究成果の公表を目指すという方針を決めていた。そこで、学生向けに論稿を募集するのとはほぼ時期を同じくして、学生編集委員が当時教鞭をとられていた実務家教員の先生方に対して直接に寄稿の打診・依頼を行った。創刊号に寄稿頂いた実務家教員の先生方は実務の第一線で華々しく活躍されている方ばかりであり、「超」が付くほど多忙な日々の中、唐突な学生の依頼を快諾し、論文を寄稿頂いたことには感謝の言葉がなかった。

なお、実務家教員の先生方に寄稿を依頼するという当時の方針は、既存の法律雑誌との差別化という観点から、そして、法科大学院学生の編集による法律雑誌という位置付けからも、さしあたり、実務家教員による論稿を掲載することが、法科大学院で行われている新たな研究教育活動の一端を社会に公開するという点で意義が大きいと考えたことによる。

もっとも、本誌第2巻からは、早くも、研究者教員からの寄稿論文も掲載されるようになり、その後、その流れは更に拡大・定着していくこととなった。今や研究者教員にとっても、本誌はオルタナティブな論文公表の場として認知されるに至っているようであ

る³⁾。

V. 学生論稿の審査基準を巡る議論

さて、既修者コース第1期生にとって卒業の年に当たる2006年に入り、いよいよ前年末までに集まった25本もの学生論稿を審査するフェーズに移ることになる。やや無責任に聞こえるかもしれないが、審査方法の詳細は、この頃になっても未だ固まっていなかった。特に学生論稿にどの程度の水準を要求するかについては編集委員会の中でも議論があった。

我が国には同種の法律雑誌の前例が全くない中、実際に審査をした結果としてどれだけの数の論稿が掲載されるかは予断を許さない状況にあった。また、学生が法科大学院における密度の濃いカリキュラムをこなしつつ研究・執筆を行うには自ずと限界もあることが予想された。そのため、審査基準をある程度緩めて幅広に論稿を掲載しようとする「手堅い」進め方を志向する意見があったのは自然なことであった。要するに、創刊号に僅少の論稿しか掲載されないのでは、あまりに格好が付かないし、後が続かないのではないかと、という懸念である。

しかし、かかる保守的な意見に対しては、そうは言っても、大学の名を冠したローレビューを創刊する以上は、真に学問的な批判に耐えうるだけの新規性・創造性を備えた論稿を厳選した上で掲載するのでもなければ、新たな法律雑誌としての付加価値・存在意義を確立することはできず、中長期的に見て、質の高い論稿が集まらず、ひいては、継続的な刊行自体が危ぶまれるおそれがあるのではないかと「攻め」の意見もあった。

どちらかという、後者の考え方をとる者が学生編集委員に多く、結局、「攻め」の路線で行くこととなった。当時の学生編集委員の間では、せっかくのローレビューも学生の

3) 将来的に、学外の研究者・実務家等からの論稿も募集対象に含めるか、そして、学生論稿以外の論稿についても学生論稿と同等の査読や審査を行うか、といった点は、今後検討すべき課題であるが、本稿では踏み込まない。

自己満足のための卒業文集のようなものに終わってしまったのは刊行する意味がなくなってしまうという思いが強かった。

Ⅵ. クオリティ・コントロールの確保

実際に行われた審査の過程や方法を詳細に紹介することはできないが、2点ほど、特に意を用いた点を紹介する。まず、第1点目は、上記のような審査基準を巡る議論もあり、クオリティ・コントロールの確保が重視されたことである。

一定程度の新規性・創造性の有無が審査のポイントとされたことから、編集委員は、査読の前提として、各論稿のテーマに関する先行文献や引用文献を網羅的に探索し調査する必要があった。その上で、執筆者が論じる論点について編集委員自らも頭を使って考え、議論の正当性・説得力や論の運びの精確さ等を丹念に吟味していくことが求められた。そのため、学生編集委員にとっては、司法試験に向けた準備と同時並行で精神的にも辛い作業をこなす羽目になったが⁴⁾、それは、同時に、未解明の問題に対するアプローチの仕方や文献引用等の作法を含めて、「論文を書くとはどういうことか」を改めて集中的に勉強する機会にもなった⁵⁾。

また、集まる論稿は分野もテーマも様々であるから、専門的な知識・経験という点で審査を担当する学生編集委員には自ずと限界があることも予め想定された。そこで、各論稿の審査に当たっては、必ず当該分野を専門とする教員からも論稿に関する意見・評価を徴することとした。ただ、このように書くと、結局、教員の意見が最も影響力を持つのではないかと勘繰る向きもあるかもしれない。しかし、実際は逆であり、教員の意見よりも学

生の意見の方が厳しいことがむしろ多く、教員の意見を参考にしつつも、学生編集委員の間で積極的な意見交換が行われた。その結果、一定の水準を満たす論稿の採否については学生編集委員の裁量に委ねられる部分が大きかった。

Ⅶ. 審査の公正性の確保

クオリティ・コントロールの観点に加えて、もう一つ、審査の過程で重視されたのが、いかに審査の公正性を確保するかという点である。実際に投稿期限までに集まった学生論稿は、いずれも手間と時間のかけられた、気合いの入ったものばかりであり、その意味でも、恣意的な審査がなされることは決してあつてはならなかった。

具体的な方策としては、まず、査読を担当する編集委員には各論稿の執筆者が特定されないよう徹底的な匿名審査のための技術的体制を整えた⁶⁾。また、特定の編集委員の評価や印象だけが審査結果を大きく左右することがないように、一つの論稿の評価には必ず複数の編集委員が関与することとし、かつ、何度となく編集委員間で審査会議を開き、議論に議論を重ねて慎重に採否を見極めた。

学生が書いた論稿を同じ学生の立場にある編集委員が審査し採否を決めるという制度は特異なものであり、執筆する学生にとっては、自らの論稿が公正に審査されるという信頼感がなければ、ただでさえ忙しい通常のカリキュラムの中で、手間と時間をかけて論文を作成・投稿しようとするモチベーションが湧きにくいはずである。その意味で、審査の公正性をいかに確保し、かつ、投稿者の信頼をいかに維持するかという点は、今後も本誌の将来を占う非常に重要な課題であり続けると言えよう。個々の学生編集委員が、一つ一

4) なお、現在では、審査・編集作業は司法試験の後に行われることになっている。

5) 法科大学院における本誌の存在意義は、こうした学生編集委員にとっての教育的効果という点にも見出すことができよう。むしろ、米国では、Law Review 制度が Law School で行われる教育活動の重要な一部を構成するものとして事実上位置付けられている実態がある。詳細については、Daniel H. Foote, *Student-Edited Law Reviews and Their Role in U.S. Legal Education*, 本誌第6巻(2011) 257頁, 269頁以下参照。

6) そもそも論稿を募集する段階から、匿名性を確保するための形式的・手続的なルールを投稿規程の中で定め、応募者にはこれを遵守すべきことを周知徹底した。

つの論稿に注がれた投稿者の熱意と労力に思いを致し、最後まで真摯な気持ちで査読作業に当たるべき責務を負っているゆえんである。

VIII. 誌面やウェブサイトのデザイン

ここで、論稿の審査以外の準備過程についても若干触れておきたい。創刊当時から本誌は法学政治学研究科の公式サイトにリンクが貼られ、また、今や株式会社商事法務から紙媒体でも出版されているから、あるいは意外に思われる方もいるかもしれないが、本誌のレイアウト、デザイン、誌面構成等は、全て学生編集委員が考え、自らの手で作成したものであった。例えば、本誌の表紙デザインは沼田知之君の作品である。また、2段組みの本文に1段組みの脚注を用いる紙面スタイルは、当時、西澤健太郎君が自らの手で作成した脚注自動調整プログラムを用いて制作されていた⁷⁾。

本誌のウェブサイトも、そのデザインや内容だけでなく、実際のサーバー上でのサイト作成作業も含めて、全て両氏の手により準備された力作であった。ウェブサイトの調整は創刊号の公表直前まで続けられ、当時自習室の片隅に用意された編集室の中で深夜・早朝に及ぶ作業が繰り返された。

IX. 創刊号の公表

前述のとおり、学生論稿の査読・審査は、第1期生の卒業後も司法試験の準備と並行して進められた。司法試験の実施に伴う編集作業の一時中断の後、7月上旬には掲載論稿が決定し、各執筆者と共同での補正・校正作業を経て、8月には誌面が完成するに至った。

本誌創刊号は、2006年8月末にウェブ上で公表された。創刊号には7本の学生論稿と4本の教員論文が掲載された。法学政治学研

究科の公式ホームページ内にリンクが貼られたこともあってか、公表直後から、インターネット上での反応も含め、静かに、しかし、着実に反響が広がっていった。

その後、創刊号に掲載された論文も含め、本誌に掲載された学生論稿が、プロの研究者や実務家の論文・書籍の中で引用されることが徐々に増えていき、今ではそれが当たり前のことと受け止められている。

また、当初は公式サイト上のみでの公開であったが、その後間もなくオンラインデータベースのWestlaw Japanにも掲載されるようになったほか、第4巻からは既刊分を含めて紙媒体でも発行されるようになり、更に、第7巻からは株式会社商事法務から出版・販売されるようにまでなった。縁あって創刊号の作成・編集に関与した者としては感慨深いものがある。

X. 最後に

ここまで、本誌創刊に至る検討・準備がいかに学生主導で行われたかという点を縷々述べてきた。しかし、本誌創刊が学生の自助努力のみによって成し得たわけではないことを最後に強調しておきたい。

そもそも編集委員会は学生編集委員と教員編集委員から構成されており、学生編集委員は必要に応じて教員編集委員に助言や協力を求めることができる体制になっていたし、前述のとおり、論稿の審査に当たっては、各専門分野の教員から意見・評価を徴することとなっていた。また、ハードの面でも、論稿の募集や投稿規程の告知等の事務については大学の協力が必要不可欠であったし、編集室や編集作業用のPC、紙面編集用のソフトウェア等の備品も大学から提供して頂いた⁸⁾。

そして、何より、大学の名を冠した法律雑誌を学生主導で創刊するという前代未聞の提案を前向きに評価・支援して頂いた教授の先生方のご厚意、そして、かかる大胆な企てを

7) そして、この誌面デザイン用のプログラムは、その後の代の学生編集委員によって更に「バージョンアップ」が重ねられていくこととなる。なお、現在では、脚注等の調整は株式会社商事法務によって行われている。

8) とりわけ、当時、両角吉晃教授からは、こうしたIT関係や編集室のセットアップに関して、文字通り、ハンズオンでご協力を頂いた。

最終的に承認して頂いた法学政治学研究科の寛大な理解と学生への信頼がなければ、本誌が世に出ることは決してなかったはずである。

本誌の将来のあり方は、今後の各期の編集委員が決めていくものであり、その点にこそ学生主導の法律雑誌としての本誌の特徴の一つがある。しかし、大学からの付託、渾身の力作を投稿せんとする学生からの信頼、そして、法律雑誌としての評価を決める学界・社会からの期待を裏切ることがあるとすれば本誌の将来は危ういかもしれない。逆に、この点を忘れずに、各期の編集委員が真摯な気持ちで取り組む限りは、今後の時代の変化にかかわらず、本誌の存在意義及び編集委員の活動の正当性が疑われることはないはずである。今後の本誌の更なる発展と法律学・法曹実務への継続的な貢献を強く信じている。

(むらかみ・ゆうすけ)